

うるま市議会

— ガイドブック —

作成日：令和3年5月6日
編集：議会広報特別委員会

1 市議会とは

うるま市役所は、子どもたちが通う学校の整備や道路・公園の管理、さらには、子育て支援や地域経済の活性化、障がい者・高齢者福祉のための様々な政策など、皆様の生活に身近な仕事をしています。

市民にとって住みよいまちにするためにはどうしたら良いのか、市民一人ひとりが考え、みんなで話し合っ決めていくことが大切です。

しかし、うるま市には約12万5千人もの人がいて、全員が集まって話し合いをすることは困難です。そこで、市民の代表を選んで、かわりに話し合ってもらいます。その代表が「市議会議員」で、そして市議会議員の集まりが『市議会』となります。

2 市議会の役割

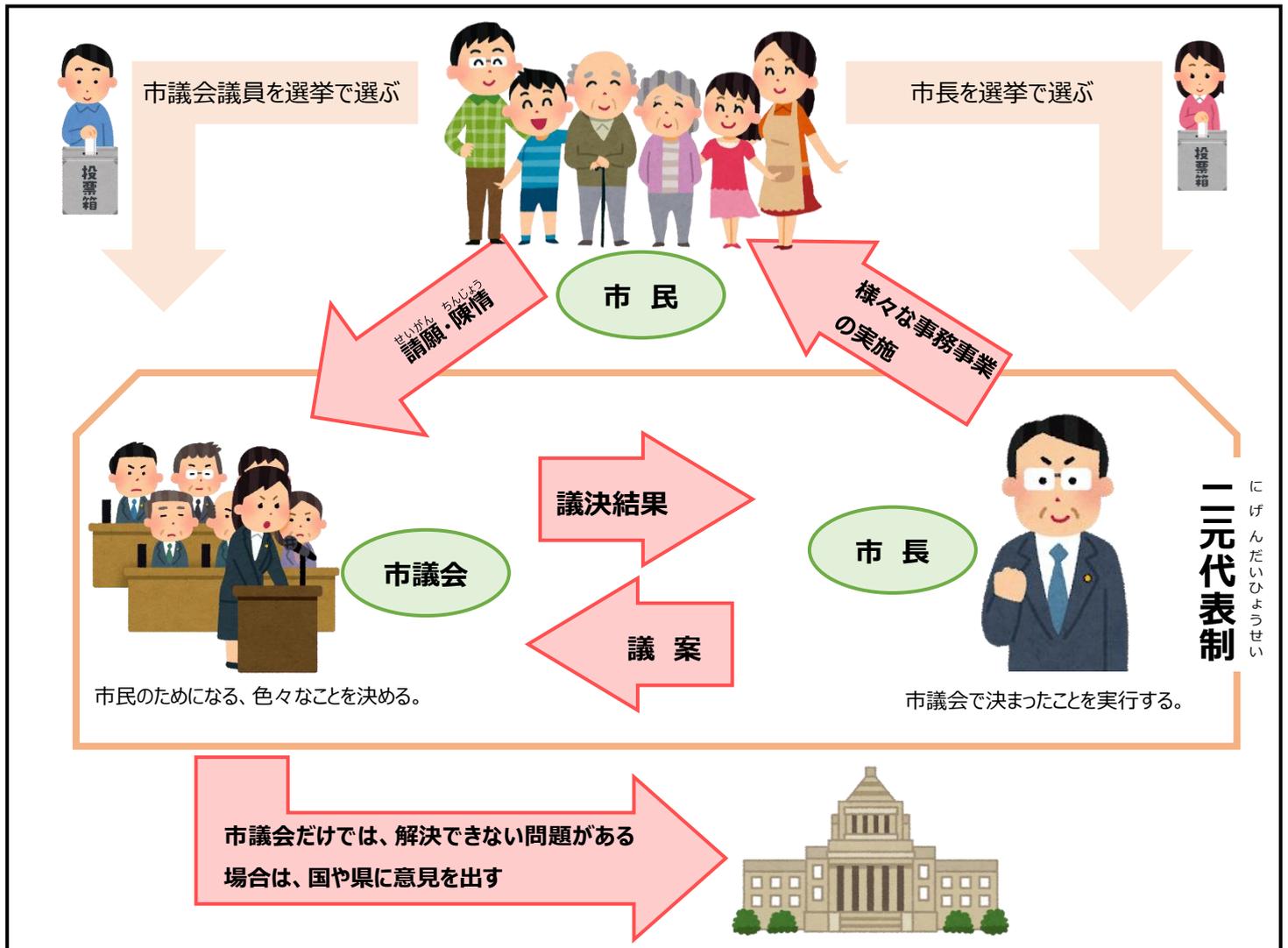
市議会は、憲法第93条で定められた「議事機関」です。

議事機関は市の法律となる条例の制定、その他地方公共団体の行政運営（市役所の仕事）の基本的事項について審議し、決定する機能を有する地方公共団体の議決機関のことです。

3 市議会と市長【二元代表制】

市長は議会の決定に基づいて実際に仕事を進める「執行機関」です。

市長も、選挙で選ばれた市民の代表であり、市議会と市長は対等な立場にあります。これを『^{にげんだいひょうせい}二元代表制』といいます。



4 市議会議員の定数・任期・被選挙権



⇐ H Pから議員名簿が見れるよ

市議会議員は、4年ごとに選挙によって市民の中から選ばれます。25歳以上である市議会議員の選挙権のある者は立候補できます。定数は30名です。

5 議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。議長は、議会の運営、議場の秩序保持などに当たり、対外的には議会を代表します。

副議長は、議長に事故があるときや議長が欠けたときに、議長の職務を行います。

6 市議会の仕事

ぎ 議 決	条例の制定又は改廃や予算を決めます。また、予算が正しく使われたか決算の内容を審議し認定します。そのほか、一定金額以上の契約など法律や条例で定められている事柄を決めます。(地方自治法第 96 条)
ぎあん 議案の提案 (★)	じょうれい 条例等の議会の議決すべき事(議案)について、市長だけでなく議員や委員会も議案を提案(提出)することができます。(地方自治法第 109・112 条)
せん 選 挙	議長・副議長(地方自治法第 103 条)のほか、せんきよかんりい 選挙管理委員(地方自治法第 182 条)などを選挙します。
どう 同 意	副市長や教育長、監査委員、農業委員会委員等の各種委員会委員など、市の重要な地位につく人を市長がせん 選任またはにんめい 任命するときは、市議会のどうい 同意が必要です。(地方自治法第 162・196 条、その他各個別法)
ちょうさ 調査・検査	市役所の仕事が正しく行われているかチェックしています。 (地方自治法第 98 条・100 条)
い 意 見 書	市の利益のために市議会としての意見を国や県に提出します。 (地方自治法第 99 条)
せいがん 請願・陳情	市役所の仕事について意見や要望があれば、せいがんしよ 請願書やちんじょうしよ 陳情書を提出できます。それを市議会が受け付け、審査します。(地方自治法第 124 条)

★ 発案権(議案を議会に提出する権限)は、「市長」・「議員」・「委員会」にあります。

議員は、以下の議会の議決すべき事件のうち、予算を除き①と②に関することについて議案を提出することができます。

〔議会の議決すべき事件〕

- ① 【団体意思の決定】 議会の議決が、直ちに当該地方公共団体の意思として成立するもの(条例など)
- ② 【機関意思の決定】 議会の議決が、議会そのものの意思を決定するにとどまるもの(意見書の提出など)
- ③ 市長がその権限に属する事務を執行するときに、前提として議会の議決が必要なもの。

7 会議の種類

ていれいかい りんじかい 【定例会と臨時会】

うるま市議会は年に4回（2月・6月・9月・12月）会議を開くことが決められています。これを『定例会』といいます。また、必要に応じて『臨時会』が開かれます。（うるま市議会の定例会の回数を定める条例・うるま市議会の定例会の招集時期を定める条例）

市議会の招集は市長が行いますが、議長または議員定数の4分の1以上の議員から招集の請求をすることもあります。（地方自治法第101条、102条）

ほんかいぎ 【本会議】

議員全員が集まって行う会議で、議員定数の半数以上、うるま市議会は15人以上の議員の出席で成立し、これを定足数と言います。（地方自治法第113条）

この会議で市の意思が決定されます。つまり、市議会の機能はこの本会議に認められるもので、法律上要求される議会の議決や同意、承認などは、本会議で行わなければ法的な効力は生じません。（地方自治法第96条）

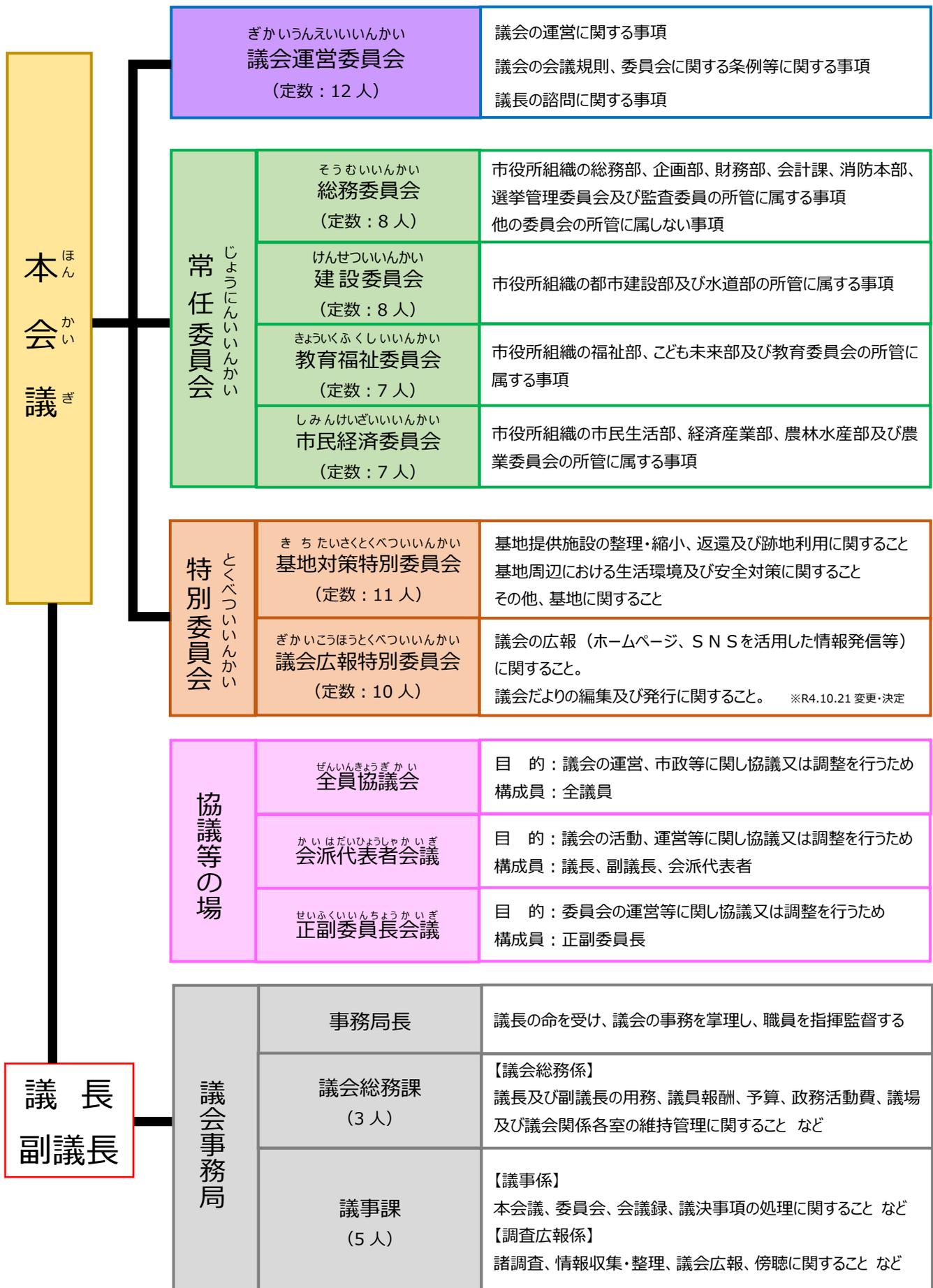
いいんかい 【委員会】

市議会には多くの議案や請願・陳情などが提出され、内容も幅広い分野にわたっていますので、うるま市では議員数名で4つのグループをつくり、それぞれ分野ごとに議案を分けて、能率よく専門的かつ慎重に審査を行います。

このグループを『委員会』といい、常時設置されている「常任委員会」と特定の問題を審査または調査するために必要に応じて設置される「特別委員会」、さらに議会の運営に関する事項などを協議する「議会運営委員会」があります。

（うるま市議会委員会条例第1条・第2条・第4条・第5条）

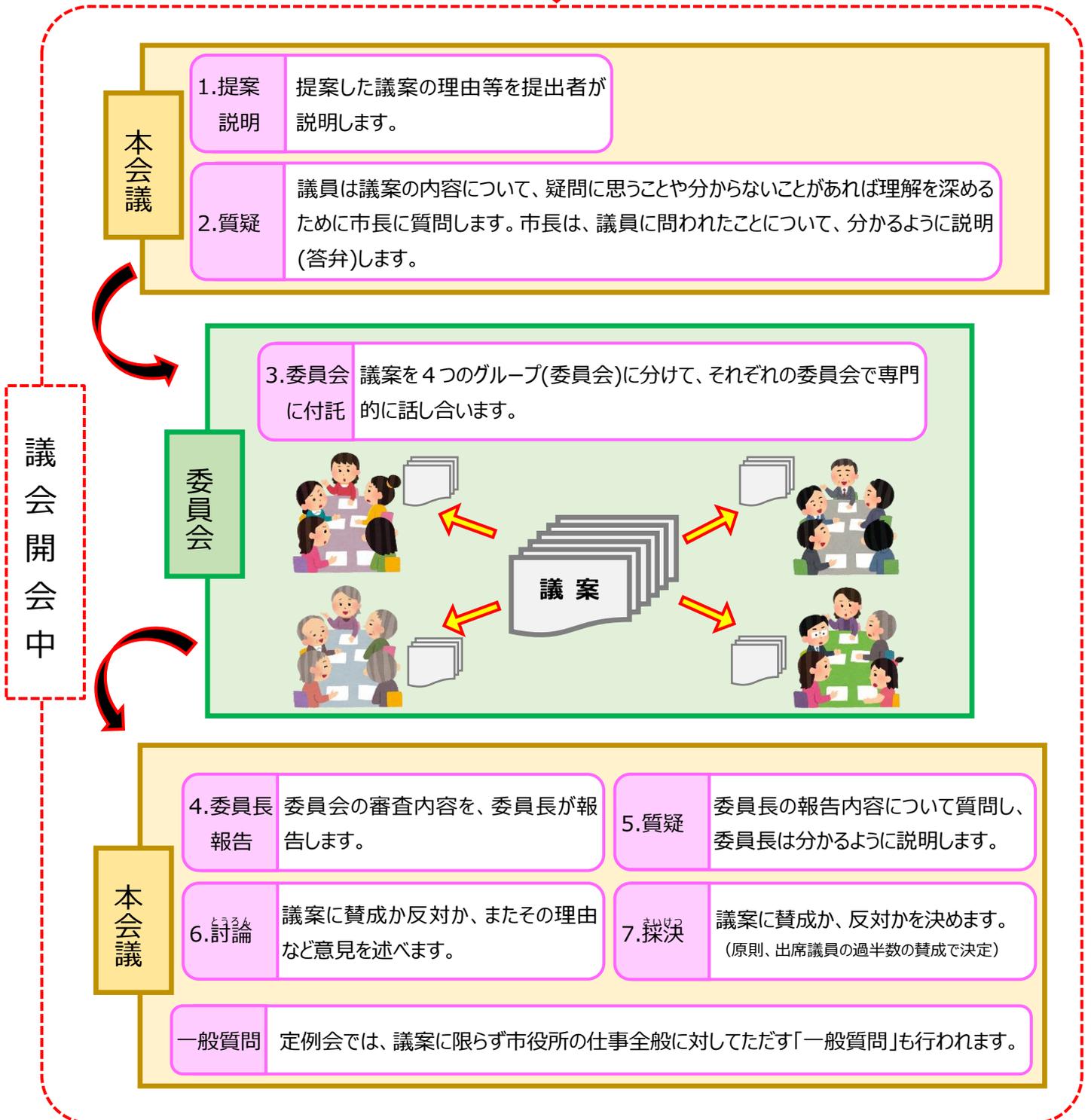
8 うるま市議会の仕組み（組織）



9 定例会の流れ

議案の提出

市長提出議案と議員提出議案があります。



10 せいがん ちんじょう 請願・陳情



⇐ 詳しくは、「請願・陳情の手引き」をダウンロード

市役所の仕事などについて、意見や要望があるときは、だれでも市議会に請願書や陳情書を提出することができます。

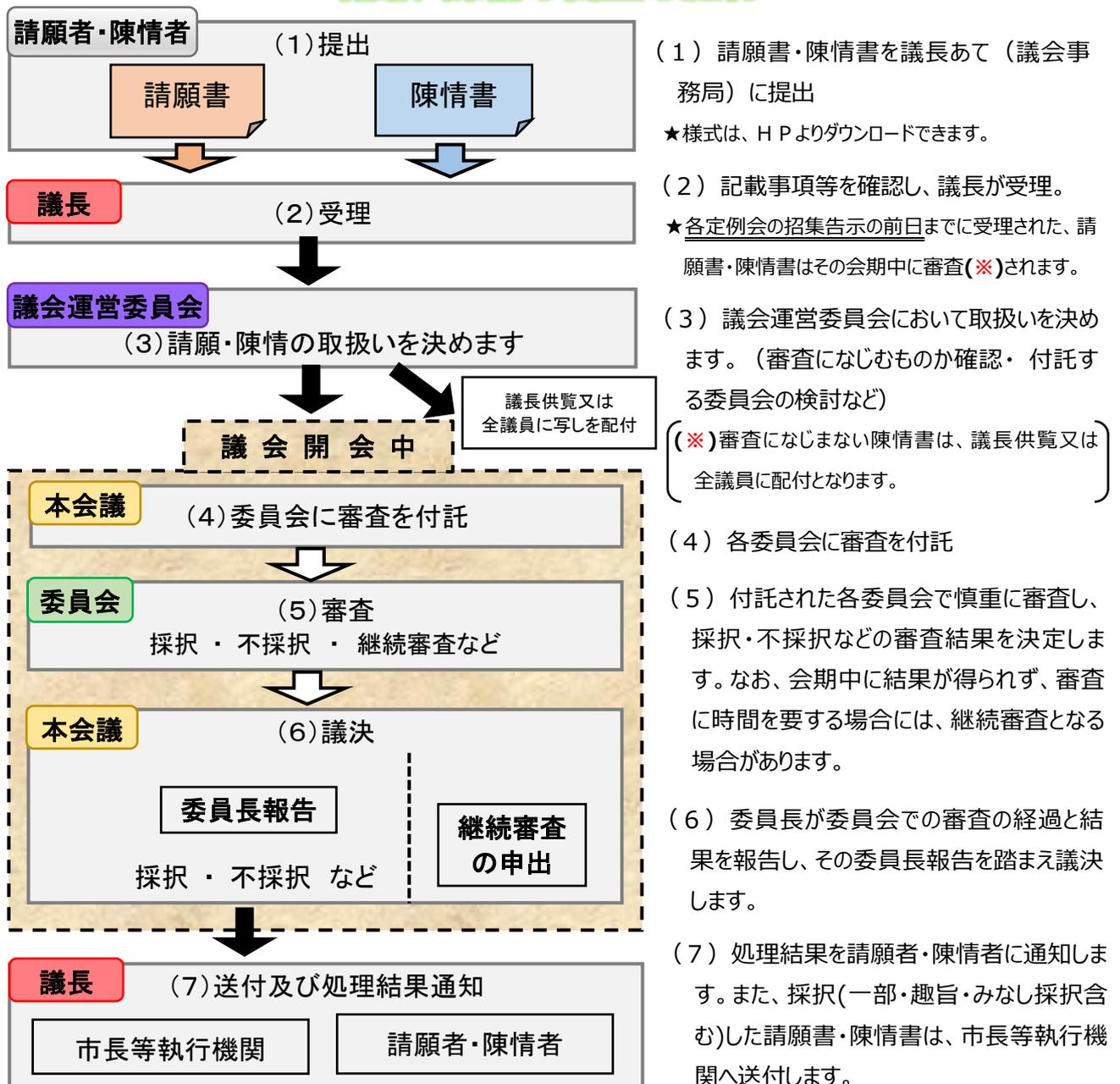
★請願とは…

日本国憲法第 16 条に定められた国民の権利の一つで、国や地方公共団体に対し、文書により希望や要望を述べるものです。地方議会に請願する者は、地方自治法第 124 条の規定により、議員の紹介により請願書を提出しなければならないとされています。

★陳情とは…

請願のように憲法に保障された権利ではなく、一般的な手続きや形式が法律に定められているわけではありませんが、国や地方自治体に対し、希望や要望を述べるものです。

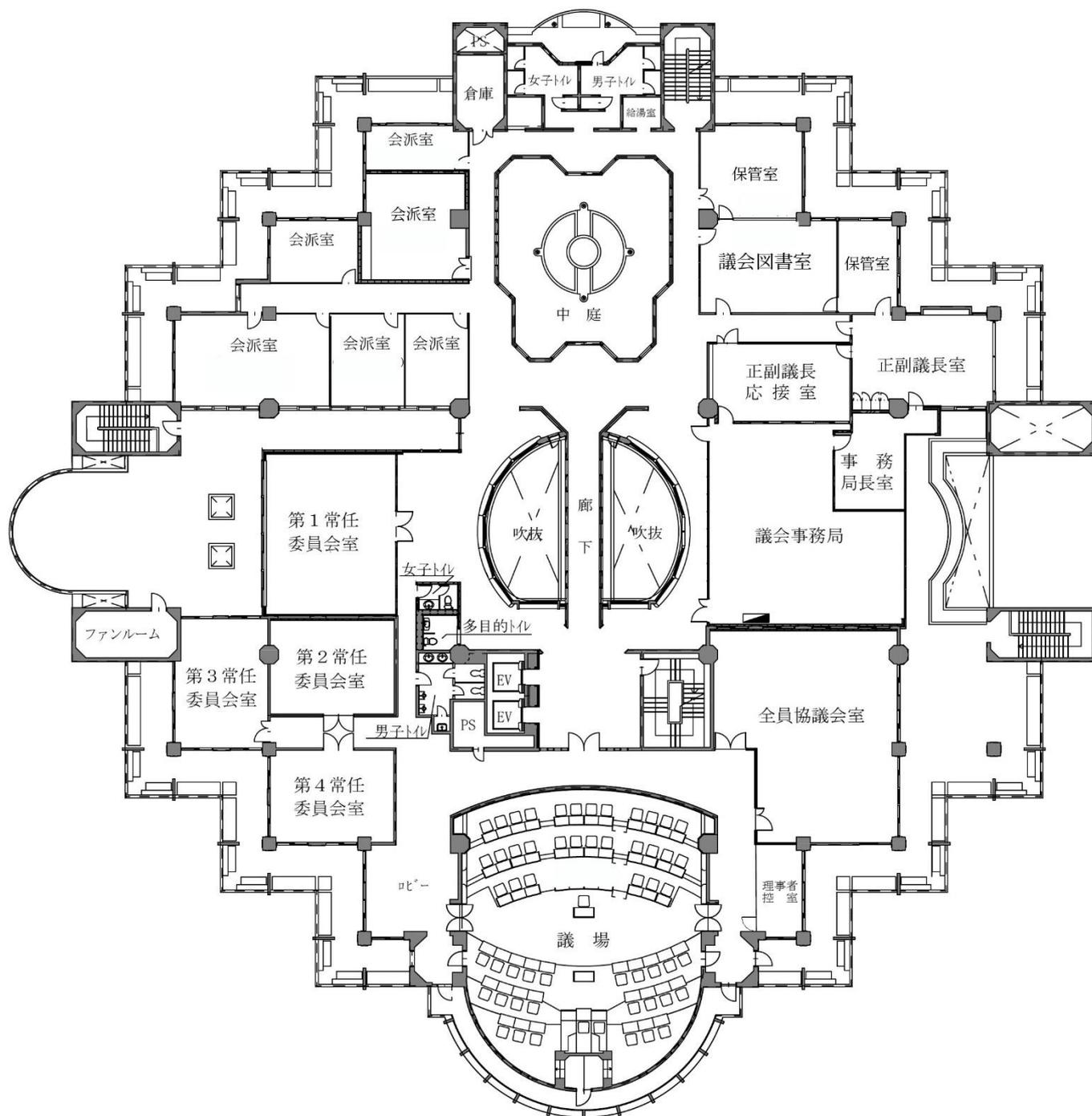
請願・陳情の審査の流れ



1 1 施設の案内

(1) 全体図 (うるま市役所西棟 4 階)

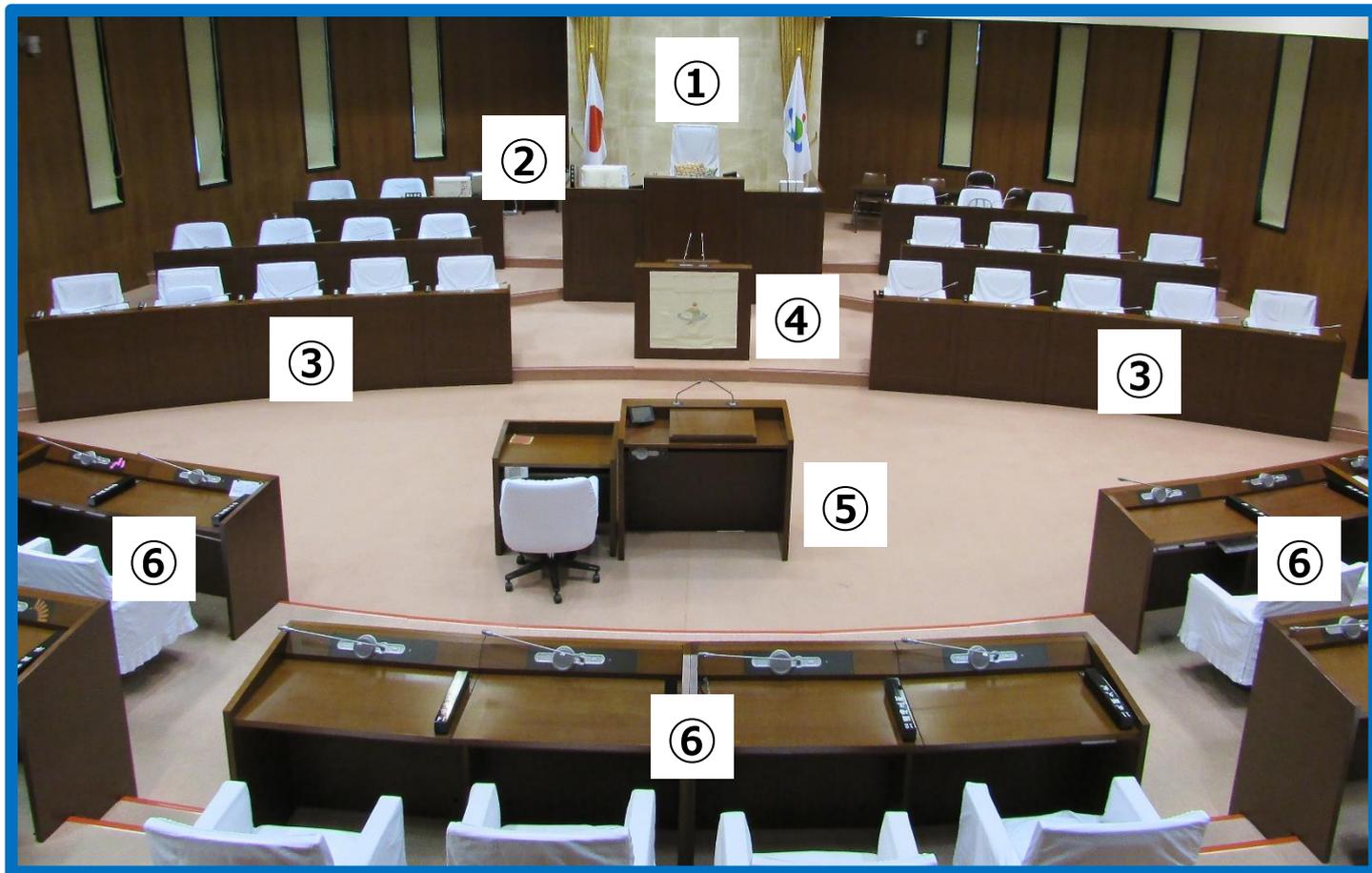
うるま市役所西棟 4 階には、市議会の各種会議等を開催するための場所や議会事務局などがあります。



ほうちょうせき かい
傍聴席は 5 階にあります。

(2) 議場

本会議を行う場所。議員と市長等の行政側が向かい合う対面式の配置になっています。



① 議長席

議長は会議を進行し、議場の秩序を保持します。

② 議会事務局席

議会事務局の職員は、会議の記録や音響操作などを行います。事務局長は議長の隣に座り進行を補佐します。

③ 執行部席

市長・副市長・教育長・各部長などが座る場所です。

④ 答弁席

市長や各委員会の委員長などが議員に対して説明などをする場所です。

⑤ 質問席

議員が質問をする場所です。

⑥ 議員席

議員が座る場所。

各議員は座る場所（議席番号）が決まっています。

(3) 委員会室

委員会を行う場所で、本会議同様に議員と行政側が対面する配置となっています。常任委員会ごとに設置されています。(うるま市議会は、4つあります。)



(4) 全員協議会室

全員協議会を行う場所。全議員が集まって議会の運営や市政等に関して協議や調整を行います。



(5) 議会図書室

地方自治法第100条第19項の規定に基づき、議員の調査研究に資することを目的として、議会図書室を設置しています。

議会活動に資するものを中心に、官報やその他政府刊行物、会議録などの市議会が発行する刊行物のほか、一般図書等も保管しており、一般の方も室内で閲覧することができます。



(6) 会派室

会派とは、政策を中心とした理念を共有する議員で構成されたグループ(うるま市議会では2人以上が対象)のことで、会派室は会派内の調査研究機能及び政策立案機能の強化を図るための部屋です。

1 2 市議会の様子を実際にみてみよう

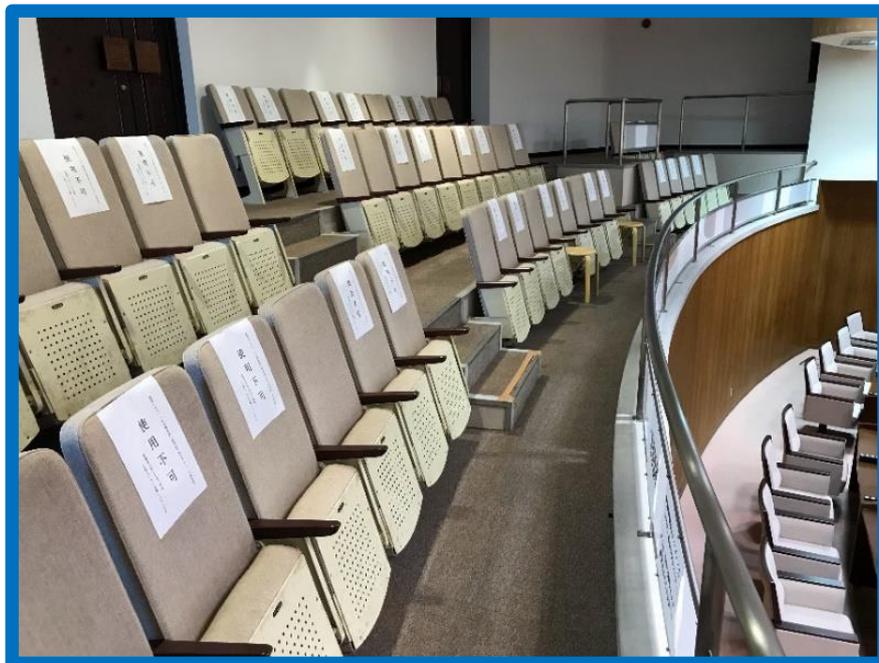
(1) 傍聴席(5階)

傍聴席では、直接本会議の様子を見たり聞いたりすることができ、49席（一般席：42・報道関係者6席・車いす使用者席：1席）あります。

傍聴するには、議会事務局で申請書の提出などの所定の手続きが必要となります。また、児童や乳幼児の傍聴は議長の許可が必要です。



傍聴の手続方法など、詳しくはHPをご覧ください。



(2) インターネット中継（ライブ・録画）

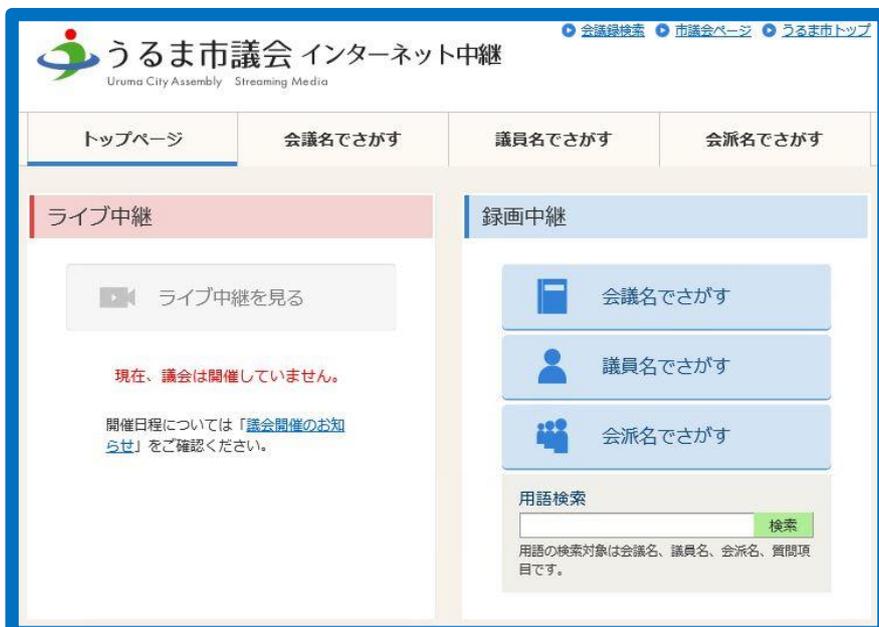
傍聴へ行くことができない場合も大丈夫！

本会議開催中はインターネットでライブ中継をしているため、パソコンやタブレット、スマートフォンからリアルタイムで議会の状況が分かります。

さらに、録画中継も配信しているので、24時間いつでも見たい場面から視聴できます。



インターネット中継サイト



1 3 市議会をもっと知りたい

(1) ホームページ

市議会のホームページでは、議会開催のお知らせ(会期や議案名など)や議決結果、議員名簿、傍聴、請願・陳情に関する事など、市議会に関する事項を発信しています。

また、議会開催のお知らせや議決結果、意見書・議決など一部のページでは、これまで発信された内容も見ることができます。

(2) 会議録

本会議での議員の質問や市長等の答弁などの記録「会議録」を作成しています。

この会議録は、インターネットで見ることができ、会議名や開催年ごとに探せるほか、興味のあるキーワードで検索することもできます。



The screenshot shows the 'Discuss Net Premium' website interface. At the top, there is a navigation bar with icons for 'TOP', '閲覧' (View), '検索' (Search), and '設定' (Settings). Below the navigation bar, there is a search prompt: 'ご覧になる会議名や開催年を、一覧から選択してください。' (Please select the meeting name or year you want to view from the list below). The main content area is divided into two columns. The left column is titled '最新の本会議' (Latest Main Meeting) and lists three meetings: '令和2年2月第136回定例会', '令和2年6月第139回定例会', and '令和2年9月第142回定例会', with a link 'もっと見る' (View more). The right column is titled '開催年から閲覧する' (View by Year) and lists years: '令和2年', '令和元年/平成31年', '平成30年', '平成29年', and '平成28年', with a link 'もっと見る' (View more). Below the right column, there is a section for '話題のキーワード' (Topic Keywords) with '教育・福祉' (Education and Welfare) and a link 'もっと見る' (View more). To the right of the screenshot, there is a QR code and the text '↑ 会議録検索システム' (↑ Meeting Record Search System).

(3) 市議会だより

市議会の活動内容を市民の皆様にお知らせするため、定例会ごとに年4回（3月・6月・9月・12月）、『うるま市議会だより』を発行しています。

具体的には、議会の経過や結果、委員会での審査概要、国や県に提出した意見書、各議員の一般質問、その他議会に関する情報を発信しています。

うるま市議会だよりは、自治会を通して各家庭に配布しているほか、市議会(市役所本庁舎4階)や市立図書館、地区公民館などの市内公共施設でも見ることができます。



⇐ これまで発行された『うるま市議会だより』は HP でも閲覧できます。

1 4 市議会の開催を事前に知りたい

「ホームページ」では会期日程や付議事件一覧（議案名など）を掲載しているほか、「防災行政無線」「市公式 LINE」「ラジオ（FM うるま）放送」でお知らせしています。

※市内63自治会への案内や議会だよりには開会日を掲載するとともに、会期中は市役所出入口への立て看板の設置も行っています。



「うるま市議会ガイドブック」は、一般・基本的な内容を掲載しているため、緊急時など実際の対応と異なる場合があります。